# 福岡県公報

平成 26 年10月31日
第 ３ ６ ４ １ 号


## 目　次


告　　示（第917号－第922号）

○救急病院の認定（医療指導課）……………1
○救急病院でなくなった病院（医療指導課）……………1
○救急病院でなくなった病院（医療指導課）……………1
○救急病院の認定（医療指導課）……………2
○道路の区域の変更（道路維持課）……………2
○道路の供用の開始（道路維持課）……………2

公　　告

○第43回採石業務管理者試験の合格者の発表（工業保安課）……………2
○落札者等の公示（教育庁財務課）……………3
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集（健康増進課）……………3
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集（健康増進課）……………3
○特定非営利活動法人設立の認証申請（社会活動推進課）……………4
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（社会活動推進課）……………4
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等（中小企業振興課）……………4
○大規模小売店舗の新設の届出の取下げ（中小企業振興課）……………5

公安委員会

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）の開催（警察本部生活安全総務課）……………5
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）の開催（警察本部生活安全総務課）……………6
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（警察本部生活安全総務課）……………6

収用委員会

○土地収用法の規定に基づき送達すべき書類の保管（用　地　課）……………7


## 告　　示

### 福岡県告示第917号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第８号）第１条第１項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第２条第１項の規定により告示する。

平成26年10月31日

福岡県知事　　小　川　　洋

| 病院の名称 | 所　　在　　地 | 有　効　期　間 |
|---|---|---|
| 医療法人広仁会広瀬病院 | 福岡市中央区渡辺通１－12－11 | 平成26年11月１日から平成29年10月31日まで |
| 独立行政法人国立病院機構小倉医療センター | 北九州市小倉南区春ヶ丘10－１ | |
| 戸畑共立病院 | 北九州区戸畑区沢見２－５－１ | |

### 福岡県告示第918号

次に掲げる病院は、平成26年３月31日付けで、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第８号）第１条第１項に規定する救急病院でなくなったので、同令第２条第２項の規定により告示する。

平成26年10月31日

福岡県知事　　小　川　　洋

| 病院の名称 | 所　　在　　地 |
|---|---|
| 九州厚生年金病院 | 北九州市八幡西区岸の浦一丁目８番１号 |

### 福岡県告示第919号

次に掲げる病院は、平成26年８月15日付けで、救急病院等を定める省令（昭和39年厚



定期発行日　毎週火金曜日
〔発行〕〒812－8577　福岡市博多区東公園７番７号　福岡県　総務部行政経営企画課（電話 092－643－3028）
〔作成〕〒812－0041　福岡市博多区吉塚八丁目２番15号　株式会社西日本新聞印刷（電話 092－611－4431）

生省令第８号）第１条第１項に規定する救急病院でなくなったので、同令第２条第２項の規定により告示する。

平成26年10月31日

福岡県知事　　小　川　　洋

| 病院の名称 | 所　　在　　地 |
|---|---|
| 医療法人恒生堂永田整形外科病院 | 大牟田市不知火町一丁目６番３ |

**福岡県告示第920号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第８号）第１条第１項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第２条第１項の規定により告示する。

平成26年10月31日

福岡県知事　　小　川　　洋

| 病院の名称 | 所　　在　　地 | 有　効　期　間 |
|---|---|---|
| 独立行政法人地域医療機能推進機構九州病院 | 北九州市八幡西区岸の浦一丁目８番１号 | 平成26年４月１日から平成29年３月31日まで |
| 医療法人恒生堂永田整形外科病院 | 大牟田市不知火町一丁目６番３ | 平成26年８月16日から平成29年８月15日まで |

**福岡県告示第921号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から２週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年10月31日

福岡県知事　　小　川　　洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員（メートル） | 延長（メートル） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 福岡 | 県道 | 船越前原線 | 前 | 糸島市新田466番１先から糸島市新田1073番２先まで | 7.5～33.7 | 917.6 |
| | | | 後 | 糸島市新田466番１先から糸島市新田1073番２先まで | 7.5～33.7 | 917.6 |
| | | | 後 | 糸島市新田466番１先から糸島市前原北二丁目1742番６先まで | 16.0～127.6 | 1,280.0 |

**福岡県告示第922号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年10月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から２週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年10月31日

福岡県知事　　小　川　　洋

| 県土整備事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|---|---|---|
| 北九州 | 中間水巻線 | 中間市長津三丁目7277番２先から中間市長津三丁目7300番１先まで |

## 公　　告

**公告**

第43回採石業務管理者試験（平成26年10月10日実施）の合格者を次のように発表する。

平成26年10月31日

福岡県知事　　小　川　　洋

合格者受験番号

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| 7 | 11 | 15 | 18 | 19 | 21 |
| 22 | 26 | 27 | 28 | 29 | 32 |
| 34 | 38 | 39 | 40 | 42 | |

**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

平成26年10月31日

福岡県知事　　小　川　　洋

1　落札に係る特定役務の名称

実習船「海友丸」定期検査受検及び修繕工事

2　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1)　部局の名称

福岡県立水産高等学校

(2)　所在地

福津市津屋崎四丁目46番14号

3　落札者を決定した日

平成26年９月26日

4　落札者の氏名及び住所

(1)　氏名

長崎造船株式会社

(2)　住所

長崎県長崎市浪の平町４番２号

5　落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

91,260,000円

6　契約の相手方を決定した手続

随意契約

7　随意契約の理由

平成26年９月25日に一般競争入札を実施した結果、入札不調となったため、政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達規則第11条の(1)及び地方自治法施行令第167条の２第１項第８号の規定により随意契約を実施したもの。

**公告**

福岡県指定難病審査会規則案について、次のとおり意見を募集します。

平成26年10月31日

福岡県知事　　小　川　　洋

1　意見募集期間

平成26年10月20日から同年11月19日まで

2　概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（http://www.pref.fukuoka.lg.jp/）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部健康増進課疾病対策係に備え置きます。

**公告**

福岡県小児慢性特定疾病審査会規則案について、次のとおり意見を募集します。

平成26年10月31日

福岡県知事　　小　川　　洋

1　意見募集期間

平成26年10月22日から平成26年11月21日まで

2　概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（http://www.pref.fukuoka.lg.jp/）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部健康増進課母子保健係に備え置きます。

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第10条第１項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第２項の規定により次のとおり公告する。

平成26年10月31日

福岡県知事　　小　川　　洋

１　申請のあった年月日

平成26年10月９日

２　申請に係る特定非営利活動法人

⑴　名称

特定非営利活動法人　終活トータルサポートセンター・結の会

⑵　代表者の氏名

髙木　伸治

⑶　主たる事務所の所在地

宗像市樟陽台二丁目２番地１

⑷　定款に記載された目的

この法人は、地域住民及び高齢者に対して、生前法務・生前整理の相談、支援、セミナー及び死後法務・死後整理の相談、支援、セミナーに関する事業を行い、地域住民及び高齢者が安心した最後を迎えられることに寄与することを目的とする。

---

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第25条第４項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第５項において準用する同法第10条第２項の規定により次のとおり公告する。

平成26年10月31日

福岡県知事　　小　川　　洋

１　申請のあった年月日

平成26年10月16日

２　申請に係る特定非営利活動法人

⑴　名称

特定非営利活動法人もあ・かけはし

⑵　代表者の氏名

峯　秀樹

⑶　主たる事務所の所在地

築上郡吉富町大字土屋141番地１

⑷　定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者、児童青少年に対して、介護保険法に基づく事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業、青少年の健全育成にかかわる事業を通して、地域における社会的自立のための援助とより安全な生活の見守り等を行い、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

---

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第２項の規定による届出について、法第８条第１項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第３項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から１月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年10月31日

福岡県知事　　小　川　　洋

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

⑴　名　称　サンリブel苅田

⑵　所在地　京都郡苅田町殿川町１－７ほか

２　法第８条第１項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

⑴　駐車需要の充足等交通に関する事項

①駐車場の出入口が２ヶ所から３ヶ所に増えている。今後も進入や退出の時に、一旦停止を行い、児童・生徒に危険がないようにすること。

入口No.３は国道沿いにあるので道路管理者である国道事務所と協議して運用

することと。

⑵　騒音の発生に係る事項

②変更に伴い、騒音規制法に基づく特定建設作業にあたる建設工事がある場合は町への届出が必要となる。また、変更後、騒音苦情等が発生した際には、発生源対策を含め誠意を持って対応すること。

---

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第５条第１項の規定に基づき新設の届出があった次の店舗について当該届出の取下げの届出があったので公告する。

なお、当該届出は、この公告の日から１月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年10月31日

福岡県知事　　小　川　　洋

1　取下げ年月日

平成26年10月16日

2　大規模小売店舗の名称、所在地等

| 名　　称 | 所　在　地 | 大規模小売店舗立地法第５条第３項に基づく公告 |
|---|---|---|
| （仮称）ゆめモール筑後 | 筑後市前津字松葉２番１ほか | 平成26年９月26日福岡県公報第3631号 |

# 公安委員会

**福岡県公安委員会告示第297号**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号）第５条の３第１項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第２項の規定により告示する。

平成26年10月31日

福岡県公安委員会

1　講習会の日時、場所等

⑴　講習会の日時

平成26年12月11日（木）　午前10時00分から午後５時00分までの間

⑵　講習会の場所

福岡市中央区天神一丁目３番33号　中央警察署　会議室

⑶　受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2　講習の時間及び科目

| 時　　間 | 科　　　　目 |
|---|---|
| 午前10時00分～午後３時30分 | 猟銃及び空気銃の所持に関する法令<br>猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い |
| 午後３時30分～午後４時30分 | 講習結果に対する考査 |
| 午後４時30分～午後５時00分 | 考査結果の公表<br>（合格者に対する講習修了証明書の交付） |

3　注意事項

⑴　受講希望者は、猟銃等講習受講申込書２通に所定の事項を記入し、写真（申込み前６か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦４センチメートル、横3.5センチメートルのもの）２枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

⑵　上記申込みは、受講日の１週間前までにすること。

⑶　受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。

⑷　講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。

⑸　講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

⑹　会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

---

**福岡県公安委員会告示第298号**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号）第５条の３第１項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第２項の規定により告示する。

平成26年10月31日

福岡県公安委員会

１　講習会の日時、場所等

| 日　時 | 場　所 | 開催警察署 |
|---|---|---|
| 平成26年12月５日（金）<br>午後１時30分～午後４時30分 | 糟屋郡粕屋町大字上大隈147番地１<br>粕屋警察署　会議室 | 粕屋警察署 |
| 平成26年12月８日（月）<br>午後１時30分～午後４時30分 | 嘉麻市大隈町1228番地１<br>嘉穂生涯学習センター<br>夢サイトかほ大研修室 | 嘉麻警察署 |
| 平成26年12月18日（木）<br>午後１時30分～午後４時30分 | うきは市吉井町343番地３<br>うきは警察署　会議室 | うきは警察署 |

２　講習の科目

(1)　猟銃及び空気銃の所持に関する法令

(2)　猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

３　注意事項

(1)　受講希望者は、猟銃等講習受講申込書２通に所定の事項を記入し、写真（申込み前６か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦４センチメートル、横3.5センチメートルのもの）２枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

(2)　上記申込みは、受講日の１週間前までにすること。

(3)　受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。

(4)　講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。

(5)　講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

---

**福岡県公安委員会告示第299号**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号）第５条の５第１項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成26年10月31日

福岡県公安委員会

１　散弾銃技能講習

| 日　時 | 場　所 | 射撃方法 | 受講可能人員 |
|---|---|---|---|
| 平成27年１月15日（木）<br>午前９時00分～午後５時00分 | 筑紫野市大字柚須原<br>223番地25<br>福岡県立総合射撃場 | トラップ射撃 | 18名 |

２　ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

| 日　時 | 場　所 | 射撃方法 | 受講可能人員 |
|---|---|---|---|
| 平成27年１月15日（木）<br>午前９時00分～午後５時00分 | 筑紫野市大字柚須原<br>223番地25<br>福岡県立総合射撃場 | 大口径<br>ライフル射撃 | 15名 |

３　注意事項

(1)　受講希望者は、技能講習受講申込書２通に所定の事項を記入し、写真（申込み前６か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦４センチメートル、横3.5センチメートルのもの）３枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

(2)　上記申込みは、受講日の１か月前までに申し込むこと。

(3)　受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。

(4)　講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。

(5)　講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。

⑹　講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
⑺　ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
⑻　講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
⑼　気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

## 収用委員会

**福岡県収用委員会告示第10号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第３項の規定に基づき次の者に送達すべき書類は、当収用委員会担当課（福岡県県土整備部用地課）において保管しており、いつでも交付するので、その受領方申し出てください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成26年11月21日をもって当該書類の送達があったものとみなされます。

平成26年10月31日

福岡県収用委員会

１　事件名

平成25年度福収権第３号事件及び平成25年度福収明第３号事件

２　事業名

高速自動車国道東九州自動車道新設工事（椎田南インターチェンジ（仮称）から宇佐インターチェンジ（仮称）まで）並びにこれに伴う市道及び町道付替工事

３　送達を受けるべき者

豊前市大字中村671番２の登記名義人である福本健十郎、福本博、福本朝子、福本節子、甲山い、渡邉正子、本永瀧藏、青木益雄、本永光雄及び村上勇一

４　送達すべき書類

福岡県収用委員会が平成26年10月17日に裁決を行った平成25年度福収権第３号事件及び平成25年度福収明第３号事件に係る平成26年10月27日付け権利取得裁決書正本及び明渡裁決書正本